


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>税制改正に伴い令和元年10月1日から軽自動車税が「種別割」に呼称変更されるため、東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税を「種別割」に呼称する文言修正。 <p>(2) 施行日 令和元年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>地方税法、市税条例等の関係例規と文言の統一がされ、適正な事務の執行が図れる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。